

令和6年4月

新型コロナウイルス感染症感染拡大による家計急変に係る 検定料の免除について

令和7（2025）年度兵庫教育大学の入学志願者で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって家計に急変が生じた者について、下記のとおり「検定料免除」の特別措置を講じております。

記

1. 検定料免除の対象となる令和7（2025）年度入学試験

- (1) 大学院学校教育研究科（修士課程・専門職学位課程）入学試験〔8月選抜、11月選抜、3月選抜、その他追加募集を行った場合の選抜〕
- (2) 学校教育学部入学試験〔総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜（前期日程・後期日程）〕
- (3) 大学院連合学校教育学研究科（博士課程）入学試験

2. 検定料免除の対象者

2020年4月から提出期限（各入学試験の出願期間内）までの間に新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者で、①当該事由に基づく公的支援を受給している者、又は②事由発生後の世帯収入が家計急変前と比較し1/2以下となっている者のうち、本学において提出書類に基づき「家計評価額」を算定し、本学の定める基準を満たした者に対し、検定料全額を免除します。

※収入減少の理由が新型コロナウイルス感染症の感染拡大に因らない場合は、本措置の対象外となります。

※審査の結果、免除を許可されなかった場合には、検定料をお支払いいただきます。

3. 検定料免除の申請期間

出願期間と同様（別表1）

4. 検定料免除の申請様式の請求方法及び申請方法

申請を希望する者は、事前に本学入試課にメールで連絡し、申請様式を請求してください。その後出願期間内に、申請書類一式を出願書類に同封して「書留速達」により郵送してください。

※この申請を行う場合は、出願時に検定料を払い込まないでください。

5. 検定料免除の申請に必要な書類

- (1) 新型コロナウイルス感染症による家計急変に係る入学検定料免除申請書（本学所定様式）
- (2) 家庭状況調書（本学所定様式）
- (3) 家計急変前の収入が確認できるもの（志願者及び生計維持者の分を提出すること）
 - ・市区町村が発行した令和2年度（令和元年度分）以降の所得証明書
 - ・令和元年度以降の所得税確定申告書と収支明細書（給与所得者以外は所得証明書に加えて必ず提出すること）

- (4) 収入減少等を確認する書類
 - ・家計急変後の給与明細または給与支払証明書等（給与所得者）
 - ・家計急変後の売上帳の写（個人事業主等）
- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者を支援対象として実施する公的支援の受給証明書（志願者または生計維持者が申し込みを行った場合）
- (6) 志願者が独立生計者の場合，提出する書類（本学所定様式他）
- (7) 住民票（生計を一にする世帯全員分）
- (8) 検定料免除提出書類チェック表（本学所定様式）

6. 審査結果の通知

受験票の送付時に検定料免除に関する審査結果を同封し通知します。

※審査の結果，免除を許可されなかった場合は，別表2の期限までに検定料をお支払いいただくことになります。

※この支払期限までに支払われなかった場合は，受験できないものとします。

7. 本件に関する問合せ先

兵庫教育大学入試課 入試チーム

電話 0795-44-2067

E-mail office-nyushi-t@ml.hyogo-u.ac.jp

(別表1) 検定料免除の申請期間

選抜区分		申請期間
大学院学校教育研究科 (修士課程・専門職学位 課程)	8月選抜	各選抜区分で定める出願期間 ※出願期間は、各選抜の学生募集要項等 ご確認ください。
	11月選抜	
	3月選抜	
学校教育学部	総合型選抜	
	学校推薦型選抜	
	一般選抜 (前期日程・ 後期日程)	
大学院連合学校教育学研究科(博士課程)		

(別表2) 検定料免除を許可されなかった場合の検定料支払い期限

選抜区分		検定料支払い期限
大学院学校教育研究科 (修士課程・専門職学位 課程)	8月選抜	令和6年 8月6日(火)
	11月選抜	令和6年 11月6日(水)
	3月選抜	令和7年 2月19日(水)
学校教育学部	総合型選抜	後日公表予定
	学校推薦型選抜	
	一般選抜 (前期日程・ 後期日程)	
大学院連合学校教育学研究科(博士課程)		